

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月及び50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から42年6月まで  
② 昭和49年3月  
③ 昭和50年4月

私の国民年金保険料は妻が納付しており、申立期間①については夫婦一緒に現年度納付していた。

また、申立期間②及び③については、国民年金保険料の未納がないように納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、記憶もはっきりしているわけではないが、納付していたはずなので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金保険料に未納が生じないように納付していたと主張しているとおおり、社会保険庁の特殊台帳から、申立期間を含む昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるとともに、社会保険庁の記録では、申立人は49年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立期間②を含む48年11月から49年3月までの国民年金保険料が還付されている記録が確認できる。

しかしながら、申立期間②は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の強制加入期間であることから、誤った資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

また、申立期間③についても、申立人が主張するとおおり、社会保険庁の特殊台帳から、申立期間直後の昭和50年5月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間前の昭和49年4月から50年4月までの

期間が法定免除期間とされ、当該期間のうち 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を、58 年 3 月 23 日に追納していることが確認できることから、申立人が、保険料を追納する際に申立期間の 1 か月分だけを追納しなかったとは考え難く、申立期間③の国民年金保険料を追納していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立期間の国民年金保険料を妻が夫婦一緒に現年度保険料で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間における国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧であり、社会保険庁の記録から、申立人の妻も、昭和 37 年 2 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料が申立人と同様にすべて未納期間となっている上、申立期間①は 66 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付していながら、当該期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間①直後の昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は、第 2 回目の特例納付により納付されたことが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60 歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ 25 年に達することから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月及び 50 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月23日から同年3月27日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月23日、資格喪失日に係る記録を同年3月27日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月27日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。

当該期間については、A社のB営業所で自動販売機の営業職員として勤務し、C銀行に給与振込先の口座も開設しており、給料から保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与振込の口座開設届(写)に記載されている所属事業所名(A社)及び届出時期(昭和55年1月23日)、並びに申立人の勤務内容に係る具体的な供述から、申立人が遅くとも昭和55年1月23日からA社に営業職の従業員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、退職時の状況について「当時、たまたま会った営業仲間から、D社で新しい本(車の整備関係)を出すので営業として来ないかと誘われた。当時のA社の給料日は25日であったことから、その翌日(昭和55年3月26日)に退職し、27日からD社で勤務した。」と、転職の経緯を具体的に述べているところ、転職先とされる事業所における資格取得日は同年3月27日であり、当時B営業所に勤務していた女性事務職員からは、「A社の給料日は毎月25日であった。」との証言を得ていることから申立人の主張は

しんぴょうせい

信憑性が高いものと認められ、申立人は、同年3月26日まで同営業所に勤務していたものと推認される。

さらに、元取締役は、「当時、給与計算、社会保険の加入については、（本社一括適用のため、）E本社で一括でやっていたことは間違いない。各営業所（E本社、B営業所、F営業所、G営業所、H営業所）で採用した営業職については、各所長の判断で、厚生年金保険に加入させていたはずである。本人の希望や、家庭状況（家族がいれば保険証が必要、など。）に応じて、加入させていたと記憶している。」と証言しているところ、申立期間及びその直前の期間にB営業所で営業職として勤務していたとの情報を得ることができた従業員4人については、厚生年金保険の加入記録が存在しており、そのうち連絡の取れた2人及び当時のB営業所の女性事務職員の証言から、当該営業職の従業員2人には試用期間は無いものと考えられ、このほかに同営業所の営業職の従業員について特段の試用期間が設けられていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、元取締役及び当時のB営業所の女性事務職員の証言から、A社全体の従業員数は50人程度と考えられるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が入社したとする昭和55年1月における被保険者数は59人であることが確認できることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと推認される。また、申立人は営業職として入社しており、当時から家族（妻及び若年の子供3人）がいたことを考え合わせれば、申立人は入社当初から厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和55年1月及び同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所の営業職の従業員で、申立期間に近接して勤務していた者の社会保険事務所の記録から16万円とするのが妥当である。

なお、事業主による納付義務の履行については、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和55年1月及び同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年2月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和34年4月から35年1月までの加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、当時の同僚は入社と同時に厚生年金保険に加入していて、私だけ入社から10か月間厚生年金保険に加入していないのは納得できない。また、入社年の8月にケガで入院した際に保険証を使ったことも覚えているので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言から、申立人は昭和34年4月1日にA社に入社し、38年9月18日まで継続的に勤務していたことが認められる。

また、当時申立人と同じ整備の仕事をしていた同僚7人の厚生年金保険の加入記録をみると、入社日から1か月以内に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は同期入社が申立人以外に2人いたことを記憶しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号（13番）の次番である申立人と同期入社同僚（14番）については、入社翌年（昭和35年3月17日）に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されているが、資格取得年月日は入社日（34年4月1日）にさかのぼっており、その次の整理番号の被保険者（15番）についても、資格取得年月日が、厚生

年金保険被保険者記号番号が払い出された35年4月22日から1年以上さかのぼった34年4月1日とされており、入社当初から厚生年金保険料が控除されていた状況がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社と同僚に係る社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和45年3月1日に全喪しており、継承会社であるB社では保険料を納付したかどうかについては不明としているが、申立期間の被保険者記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得に係る届出、及び申立期間に行われるべき定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が35年2月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年4月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月10日から46年10月16日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年4月10日、資格喪失日に係る記録を46年10月16日とし、標準報酬月額を44年4月から45年9月までは1万8,000円に、同年10月から46年9月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月10日から46年12月15日まで

私は、母親の知人に紹介されて昭和43年4月10日から結婚する前年の46年12月14日までA社でウェイトレスとして働いた。

口頭での契約だったが正社員として採用され、給与は月給制で保険料が控除されていたことを記憶している。

年金に関することは日頃から母親にしつけられてきたし、同僚も厚生年金保険に加入していることから、私の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言から、A社の従業員数は10人程度（事業主夫婦、厨房業務は3～4人、ウェイトレスは4人程度）と考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、同事業所における昭和44年4月から46年10月までの被保険者数は8～12人であることが確認できる。また、連絡の取れた複数の同僚からは、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期が一致している旨の回答を得ている上、同事業所は飲食店を営む個人事業所でありながら、社会保険事務所の適用事業所名簿によれば、昭和40年12月27日に法人化するよりも前の38年8月5日から任意包括適用事業所となって



いることが確認できることを踏まえれば、同事業所では、従業員全員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

一方、申立人は、昭和43年4月10日からA社で継続して勤務していたと主張しているが、当時の複数の同僚からは、同事業所は同年に、それまで地上にあった店舗をビルに建て替え、その後、同ビルの地下1階に新装開店した旨の証言を得ており、社会保険庁の管理するオンライン記録からも同年7月から同年11月までは、事業主、事業主の妻及び2～3人の従業員しか被保険者として記録されていないことから、当該時期においては、同事業所は建て替えに伴い休業していたものと考えられるところ、資格取得日が同年12月9日の同僚は、「自分は43年の冬に同事業所が新装開店する時期に入社した。申立人は、自分より後に入社したと記憶している。」と証言しており、また、資格取得日が44年3月10日の同僚は、「申立人は自分の少し後に入社した。」と証言していることから、申立人は、自らが主張する入社時期の1年後である同年4月10日に入社したものと推認される。

また、申立人は、申立期間当時に同事業所の慰安旅行に行った際に撮影した写真(写)を資料として提出しているが、当該写真には申立人と一緒に、資格取得日が昭和45年9月11日の同僚と、資格喪失日が同年10月17日の同僚が写っていることから、当該写真の撮影時期は同年9月10日から同年10月16日までの間であると考えられる。申立人はこの写真が撮られた翌年の46年12月15日まで同事業所に勤務していたと主張しているが、申立人の夫は、「妻と知り合ったのは結婚の前年の秋であった。その時、妻は手に包帯を巻いていて、A社の仕事で使っていたアイスピックでけがをしたと聞いたことを覚えている。」と証言しており、申立人とその夫の婚姻日は47年7月20日であることが確認できることから、申立人は46年の秋には勤務していたものと考えられる。一方、同事業所では、同年10月に女性従業員3人が被保険者資格を取得している(昭和46年10月16日に1人、同年10月20日に2人)ことが確認できることから、このうち連絡の取れた2人からは、申立人を記憶している旨の証言は得られず、当時の同事業所における人員配置(厨房業務は3～4人、ウェイトレスは4人程度)を踏まえれば、これらの女性従業員が申立人(及び他の従業員)の代わりに入社したものと考えられることから、申立人は、46年10月15日まで勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和44年4月から46年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については、同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和44年4月から45年9月までは1万8,000円に、同年10月から46年9月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申

立事業所は昭和57年3月31日に適用事業所ではなくなっている上、事業主夫婦は既に死亡しており確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年4月から46年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月27日から同年8月1日までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月27日から同年8月1日まで  
② 昭和47年3月1日から同年11月1日まで

昭和39年4月から同年12月までA社所有のB船に乗船していたが、船員保険の加入記録は同年8月からとされており、申立期間①に係る船員保険の加入記録が無い。39年4月から乗船した旨の記載のある船員手帳を持っているので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

また、昭和46年6月からC社に入社し、47年10月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年2月までとされており、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部について給与明細書があり、厚生年金保険料を控除されている旨の記載があるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の船員手帳には、昭和39年4月27日（雇入）から同年12月31日（雇止）までの期間にA社所有のB船に通信長として乗船していた旨の記載があり、申立人が一緒に乗船したと記憶している同僚（昭和39年3月23日資格取得）からも、「申立人は、自分が乗船した1か月後に通信長として乗り組んできたと記憶している。」との証言を得ていることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、「自分の加入記録は勤務期間と一致している。」と証言している上、申立人が記憶していた船長及び他に連絡の取れた同社に所属していた元乗組員4人にも船員保険の加入記録が存在し、いずれからも試用期間があったことをうかがわせる証言は無く、このほかに試用期間が設けら

れていたことをうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、申立期間当時、A社では乗組員について、同社所有の船舶への乗船時から船員保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該船舶に係る昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから確認できず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、当時の上司及び同僚は、「申立人とC社で一緒に勤務していたことを記憶している。」と証言しているが、申立人の実際の勤務期間について証言を得ることはできなかった。

また、申立人提出の給与明細書（6月から10月までの5か月分）には、会社名及び年度の記載は無く、記載されている厚生年金保険料の控除額、並びに当時の保険料率及び標準報酬月額から、当該給与明細書は、申立期間ではなく、昭和46年11月より前の時期の勤務期間に対応するものであると推認されるところ、社会保険事務所保管の適用事業所名簿によれば、C社は昭和52年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元常務は「当時、営業社員は入退社が多く、個々の営業社員の退社時期は特定できない。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人が唯一記憶し、昭和46年9月から同年12月までの4か月間勤務していたとする同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が存在しておらず、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案 314

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

国民年金に加入した当初は、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかったが、昭和42年か43年ころに米が豊作であった上、農業の傍らA社でも働いていたので、収入が増え、それまでは税金がかからなかったが税金がかかるようになった。

B市C支所で国民年金保険料を納付すると税金が控除になり、保険料をさかのぼって納付することができるというので、昭和43年か44年に、同神居支所で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したのに、妻の分だけ納付済みとなっていて、私の分だけ未納となっていることに納得がいかないため、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立期間における申立人の妻の保険料は納付済みとなっているものの、申立期間を納付済みとするには、保険料を追納する以外に方法は無いが、申立人の妻は、申立期間を追納した記録とはなっておらず、また、申立人の妻は「(保険料の)納付は夫に任せていたので、申立期間当時のことについては記憶が定かではない。」と証言している上、申立人と同じ地区に住み、かつ、同じ時期に、国民年金手帳記号番号が払い出されている国民年金被保険者から、申立人夫婦の保険料の免除申請及び納付について聴取したが、申立人夫婦と一緒に免除申請を行い、保険料を追納していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、国民年金保険料の追納は、社会保険事務所、郵便局又は日本銀行歳入代理店でなければ納付できないと考えられるところ、申立人は、現年度保険

料のみ受け付けているB市C支所で保険料を納付したと主張しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付時期や納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私は、昭和39年9月に結婚した後、A町に転居し、転居の手續と国民年金の住所変更手續は私の父親が行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、昭和39年10月から同年12月又は40年3月分については父親が納付し、父から検認印が押された国民年金手帳を渡された記憶があり、その後の保険料については私がA町役場で納付していた。

昭和41年4月以降は夫の職場から、「職員の妻は国民年金保険料を納付しなくて良い。」と言われたので資格喪失の手續を行った。

当時の国民年金手帳は紛失してしまったが、保険料を納めたことは間違いないので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月24日の婚姻によりB村からA町に転居し、その時に申立人の父親が、申立人の国民年金の住所変更手續と39年10月から同年12月又は40年3月までの国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、B村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、40年3月27日にA町へ転出した記録が確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の住所変更手續及び父親が納付してくれたとする保険料の納付状況等が不明である。

また、A町の国民年金被保険者台帳は旧姓で作成され、種別は強制加入となっており、その後氏名変更され、昭和43年5月31日に職権により41年4月1日付けで資格喪失していることが確認できることから、同台帳は、40年3月にB村からの連絡（B村の申立人の名簿は旧姓で種別は強制加入）により作

成されたものであり、43年5月の時点で、国民年金保険料の納付が無く、申立人が結婚しており申立人の夫が共済組合に加入していることが判明したために、時効にかからない2年前にさかのぼって資格を喪失させたものとするのが自然である。

さらに、A町役場における申立期間当時の国民年金係の担当者及び申立人の夫の同僚からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける証言を得ることができず、申立人の父親及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

昭和48年3月に転職したが、転職先の会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、国民健康保険に加入するため、A市役所B支所に出向いたところ、国民年金の加入も勧められ、国民年金の加入手続も行った。

国民年金保険料は、C社などで3か月ごとに納付していたのは間違いなく、保険料が未納扱いとされていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に転職した際に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人前後の任意加入被保険者資格の取得年月日から、平成5年7月ころと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間の国民年金保険料の未納期間は、平成5年7月16日付けで資格記録が追加されていることが確認でき、当該期間が記録訂正前の未加入期間から未納期間に記録訂正されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案 317

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に現年度保険料で納付していたほか、申立期間のうち、昭和42年7月から45年3月までの国民年金保険料については、夫が特例納付しているので、私も一緒に特例納付していたはずである。当時の記憶は曖昧であるが、国民年金保険料は納付したはずであるので未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に現年度保険料で納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人の夫の昭和37年1月から42年6月までの国民年金保険料は、申立人と同様に、すべて未納期間となっていることが確認できる上、申立期間は98か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付していながら、当該期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料については、申立人の夫が特例納付しているので、申立人も一緒に特例納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間直後の45年4月から46年3月までの期間及び同年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料は、第2回目の特例納付により納付されたことが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年に達することから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から39年3月26日まで

昭和38年2月1日にA社に採用され、39年3月25日まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における厚生年金保険の加入記録が、申立期間には無く、勤務期間とは異なる39年4月1日から同年4月16日までとなっている旨の回答であった。

申立期間について、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容についての供述、及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録の存在する元従業員からは、申立人の入社及び退社時期を特定できる証言は得られておらず、また、A社に係る社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、同社は昭和45年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も死亡していることから、申立人についての実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料、及び厚生年金保険の適用に係る証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、自らが正社員として勤務していた理由として、「白い角ばったツバの付いた帽子を渡された。」旨述べているところ、複数の元従業員からは、A社は食料加工の業務を行っていることから、正社員以外にも白い帽子を着用していた者が存在していた旨の証言があり、このほかに、申立人の雇用形態を確認できる関連資料等は見当たらない。

さらに、A社の元管理職は、「当時、従業員は255人から295人ぐらいであった。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険の被保険者数は最多でも120人であることが確認できることから、当時、同社では、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が多数存在していたものと推認される。

加えて、申立人には、昭和39年4月1日から同年4月16日までの期間、A社における厚生年金保険の加入記録が存在するが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、この加入記録は、平成19年6月27日に申立人と氏名は同一であるが生年月日が異なる記録について、生年月日を訂正の上で、申立人の記録として統合されたものであることが確認できる。また、申立人は、当該期間は、B社で勤務していたと述べており、それを裏付ける昭和39年4月分の給与の「清算書」を所持していることから、当該期間に係る加入記録は、申立人が主張する勤務の実態に沿わないものであると考えられ、A社における厚生年金保険の加入記録が存在するとしても、それをもって、申立人が、申立期間について、同社における厚生年金保険の被保険者であったことまでは推認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し保険料を納付している上、申立期間におけるA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年10月1日まで

大学卒業後の昭和44年5月にA社に入社し、勤務の当初は枝肉のバラシやサバキの仕事に従事していたが、3か月ほど経過した後にテナント店の勤務となった。

B工場の社員寮に居住しながら昭和44年9月30日まで勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学を卒業後、親族からの紹介により無試験で、昭和44年5月1日にA社に入社した。当時の給与額は2万円程度で、寮費等控除後の手取りは1万数千円であった。」と主張しているが、昭和44年3月に大学を卒業して新規採用された元従業員で連絡の取れた者は、「当時、大卒者は筆記試験後に1次及び2次の面接試験があった。」と証言している上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人とほぼ同年齢で、A社で新規に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の資格取得日は、おおむね44年3月中であること、及び申立人と同年齢の同僚の標準報酬月額が3万円～3万6千円であることが確認でき、同社の人事担当課では、「工場勤務者は新卒だけであり、中途採用者は営業社員だけであった。」と回答していることを踏まえれば、同社における正社員の採用条件と申立人の主張する採用条件とは大きく異なっていることから、申立人が、同社に正社員として採用されたものとは推認できない。

また、連絡の取れた元従業員からは、「正社員以外に技術研修のため精肉

店の従業員等や精肉の職人等が勤務していた。」との証言を得ており、元役員からも、「私は、過去に精肉店の子息等が研修に来た際の受け入れをしており、（申立人の郷里である）C市からも申立人と同姓の男性1人を受け入れた記憶がある。」との証言を得た。しかし、当該元役員が述べている「申立人と同姓の男性」の素性は、申立人の当時の状況とは大きく異なっており、申立人と同姓の申立人の親族は、申立期間当時に、「A社のB工場に生肉加工の技術研修に行き社員寮に入寮していた。」と証言している。

さらに、複数の元従業員からは、申立期間当時、A社のB工場の社員寮に「申立人と同姓の男性」が1人入寮していた旨の証言を得たが、当該元従業員も当該男性の姓は記憶しているものの名は記憶しておらず、申立人も、一緒に入居していた入寮者を含めた同僚を記憶していない上、同社では、当時の資料が保存されていないとしており、このほかに「申立人と同姓の男性」が申立人であったことを確認できる資料等は見当たらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できない。

加えて、元役員は、「当時、正社員は厚生年金保険に加入していたが、技術研修者等に厚生年金保険の適用は無かった。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社に研修に行ったとする同姓の親族については、同社における厚生年金保険の加入記録は存在していないことから、仮に、申立人が申立期間において同社で研修のために勤務していたとしても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

▲  
第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月12日から48年2月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けたが、間違いなくA社B支社に営業職員として勤務し厚生年金保険に加入していた。

当時の給与明細書など保険料納付を確認できるものは残っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人提出の在籍証明書及び申立内容から、申立人が申立期間において同社B支社の支部（適用事業所はA社B支社）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時に勤務していたA社B支社の元事務職員は厚生年金保険の加入について、「内勤職員は強制加入、営業職員は自由加入だったが、本社で示された成績に達しない人は加入できなかった。」、「当時、B支社には18から21支部あった。営業職員の厚生年金保険の適用については、会社として積極的に取り組んでおらず、営業職員はほとんど加入していなかったと記憶している。」と証言しているところ、申立人が同じ支部に勤務していたと記憶している上司及び同僚2人については、申立期間において同支社での加入記録が存在しない上、申立期間直後の昭和48年3月から申立人と同じ支部に同じ職種で勤務していたとする申立人の母親についても、同支社に係る厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、同僚のうち1人は、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できることから、同じ支部に勤務しながら、申立人だけが申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え



難い。

また、申立期間についてA社B支社における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案163

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年4月1日まで

昭和35年3月末でA社を退職後、職業安定所でB社を紹介されて、同年4月に入社し、同社のガソリンスタンドで事務員として1年ほど勤務し、36年3月末に退社した。

当時の社長は商工会議所の会頭をしているなど優良な会社であり、同僚も厚生年金保険に加入していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の証言により、申立人は、B社の石油部に所属し、同社のガソリンスタンドで事務員として勤務していたことが推認できるものの、当該上司及び同僚からは、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言は得られていない上、申立人の勤務形態及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料も無い。

また、B社で総務関係の事務を担当していた同僚は、「当時、仕事の内容（職種）で厚生年金保険の加入に差は無かったと思う。」と証言しているものの、同僚の証言から、ガソリンスタンドで事務を担当していた従業員は女性1人だけであったとみられるところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶していた申立人の前任者及び複数の同僚が記憶していた申立人の前任者（申立人が記憶していた者とは別人）については、同社における厚生年金保険の加入記録が存在しない上、申立人が記憶していた後任者と思われる者の厚生年金保険の加入記録も確認できないことから、当時、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた女性従業員が存在していたものと推認される。

さらに、B社は昭和57年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡していることから、申立てを裏付ける関連資料や証言を得ることはできず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、申立期間において整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。